



# るもい労働衛生通信

## [vol.3]



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

### 令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間: 令和5年5月1日～令和5年9月30日

重点取組期間: 令和5年7月1日～令和5年7月31日

#### キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

##### 暑さ指数の把握と評価

☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP 2

##### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施	
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置	
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用	
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取	
<input type="checkbox"/> ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導	
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない	

#### 熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番



救急車到着まで

作業着を脱がせ



水をかけ 全身を急速冷却

#### 前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- くっすり眠る
- 熱中症警戒アラート確認

#### 仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしていないか
- 熱中症警戒アラート確認

#### 仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩

詳しくはコチラ



↑学ぼう！備えよう！  
職場の仲間を守ろう！

職場における熱中症予防情報  
ホームページから引用

リーフレット等の  
ダウンロードは  
こちらから→



←「働く人の  
今すぐ使える  
熱中症ガイド」の  
ダウンロードは  
こちらから



#### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

厚生労働省  
リーフレット  
「STOP！熱中症  
クールワーク  
キャンペーン」  
から引用



# 新たな化学物質規制について【ラベル表示とSDS】

化学物質による労働災害を防止するため、**労働安全衛生規則等の一部が改正されました（令和4年5月、令和5年4月、令和6年4月に順次施行）。**

**事業者をはじめとする関係者の皆様へ、改正の内容を複数回に分けて、不定期に解説します。**

## GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

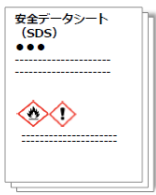
### ラベルの表示



(製品の特定名) (注意喚起語)	△△△製品 ○○○○ 危険	(絵表示) 
(危険有害性情報)	・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …	
(注意書き)	・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……	

### SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法を伝達



- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報      | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性  |
| 3 組成および成分情報       | 11 有害性情報      |
| 4 応急措置            | 12 環境影響情報     |
| 5 火災時の措置          | 13 廃棄上の注意     |
| 6 漏出時の措置          | 14 輸送上の注意     |
| 7 取扱いおよび保管上の注意    | 15 適用法令       |
| 8 ばく露防止および保護措置    | 16 その他の情報     |

キーワードは2つ！

- 1 **GHS絵表示**
- 2 **SDS**  
(安全データシート)

事業者が行うべきこと

- 事業場で使用している化学物質について**SDSを入手すること**
- SDSの記載内容をひと通り確認し、**危険有害性を把握すること**

## GHS絵表示と対象となる危険有害性

<b>爆弾の爆発</b>	<b>炎</b>		<b>円上の炎</b>	<b>ガスボンベ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 爆発物</li> <li>● 自己反応性化学品</li> <li>● 有機過酸化物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可燃性ガス</li> <li>● エアゾール</li> <li>● 引火性液体</li> <li>● 可燃性固体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己反応性化学品</li> <li>● 自然発火性液体</li> <li>● 自然発火性固体</li> <li>● 自己発熱性化学品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水反応可燃性化学品</li> <li>● 有機過酸化物</li> <li>● 鈍性化爆発物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 酸化性ガス</li> <li>● 酸化性液体</li> <li>● 酸化性固体</li> </ul>
<b>腐食性</b>	<b>どくろ</b>	<b>健康有害性</b>	<b>感嘆符</b>	<b>環境</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属腐食性化学品</li> <li>● 皮膚腐食性/刺激性</li> <li>● 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急性毒性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 呼吸器感受性</li> <li>● 生殖細胞変異原性</li> <li>● 発がん性</li> <li>● 生殖毒性</li> <li>● 特定標的臓器毒性（単回ばく露）</li> <li>● 特定標的臓器毒性（反復ばく露）</li> <li>● 誤えん有害性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急性毒性</li> <li>● 皮膚腐食性/刺激性</li> <li>● 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性</li> <li>● 皮膚感受性</li> <li>● 特定標的臓器毒性（単回ばく露）</li> <li>● オゾン層への有害性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水生環境有害性、短期（急性）</li> <li>● 水生環境有害性、長期（慢性）</li> </ul>

## SDSの通知手段

【令和4年5月31日から】

- 事前に相手方の承諾を得なくても、**以下の方法による通知が可能になった**
- 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- FAX送信、電子メール送信
- 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL：0164-42-0463)までお問い合わせください。